

「千葉南部森林計画等の樹立・策定に伴う意見交換会」の開催

平成31年 3月11日
林野庁関東森林管理局
千葉森林管理事務所

関東森林管理局では、平成31年度に千葉南部森林計画区に係る「第6次地域管理経営計画」及び「第6次国有林野施業実施計画」を樹立・策定することとしています。

これに先立ち、関係行政機関や地域の皆さまなどのご意見もお聴きし、計画に反映できるように下記のとおり意見交換会を開催いたしました。

なお、千葉南部森林計画区をはじめ関東森林管理局内の各森林計画区についても、関東森林管理局ホームページ（次のURL）において公表しています。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keikaku/110601.html>

記

- 1 開催日時 平成31年 2月22日（金） 14：30～15：30
- 2 開催場所 南房総市富山地域センター
- 3 議題
 - (1) 千葉南部森林計画等の樹立・策定について
 - ① 計画内容等の説明
 - ② 意見交換・まとめ
 - (2) その他
- 4 開催状況
別紙「千葉南部森林計画等の樹立・策定に伴う意見交換会（資料及び写真）」のとおり。



【お問合せ先】

林野庁 関東森林管理局 千葉森林管理事務所
担当者：梶井、垣田
代 表：043-242-4656
FAX：043-242-4658
E-mail：ks_chiba_postmaster@maff.go.jp

林野庁

千葉南部森林計画区

計画策定・樹立に関する意見交換会

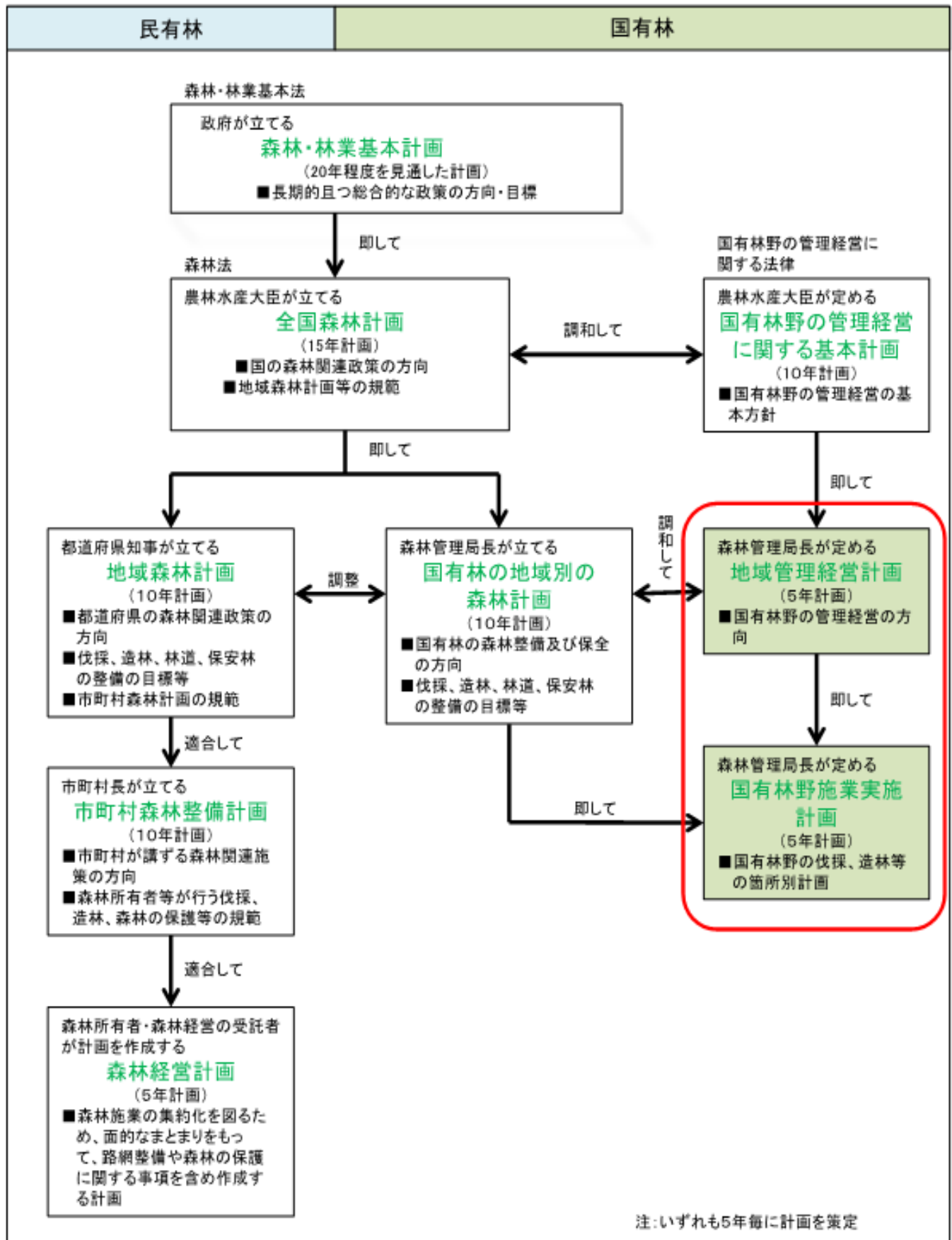


不動谷国有林 列状間伐

平成31年2月22日

林野庁関東森林管理局
千葉森林管理事務所

1 国有林の森林計画の体系



2 千葉南部森林計画区の概要

当計画区は、千葉県の南部に位置し、利根川広域流域に属している。北は千葉北部森林計画区に接し、東と南は太平洋、西は東京湾と三方を海に囲まれている。館山市、木更津市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、いすみ市、袖ヶ浦市、大多喜町、御宿町、鋸南町の9市3町を包括している。

この地域の総面積は、174千haで、千葉県面積の34%を占めている。森林面積は、93千haで、うち国有林は8%（役8千ha）を占めている。



【参考1】 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区	分	面	積	備	考
総	数	7,709.32			
市 町 村 別 内 訳	館山市	0.32			
	木更津市	32.40			
	勝浦市	1,376.31			
	君津市	2,348.69			
	富津市	1,771.55			
	南房総市	5.13			
	鴨川市	10.12			
	大多喜町	2,164.80			

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び千葉森林管理事務所とする。
- 3 上記表には、国有林が所在しないいすみ市、袖ヶ浦市、御宿町及び鋸南町の2市2町は含まれない。

3 森林計画の策定・樹立にあたっての事項

計画の策定・樹立にあたっては、経常の事項に加え、次の事項を追加し、

- 1 全国森林計画の前計画の変更を行った平成28年5月以降に生じた新たな施策を踏まえて、別紙の計画の概要事項 【参考2を参照】
- 2 木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、「社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針」を追加し、森林施業の合理化に関する事項
- 3 関東森林管理局の重点取組事項 【※別冊を参照】
- 4 その他追加等の必要とする事項等

について、組み入れることとする。

なお、次項以降にそれらの参加資料等を挿入することとする。

【参考2】全国森林計画の策定の概要

全国森林計画の策定の概要

(平成30年10月16日閣議決定)

1 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、「森林法」の規定に基づき、「森林・林業基本計画」に即して農林水産大臣が5年ごとに15年を1期としてたてる計画（平成31年4月1日から平成46年3月31日の15年間）。

都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針として、森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積や造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。

2 計画の概要

- 前計画変更（平成28年5月）以降に生じた新たな施策の導入等を踏まえて、以下の記述を追加。
 - ・ 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入
 - ・ 平成29年7月の九州北部豪雨の流木災害を踏まえた流木対策の推進
 - ・ 花粉症対策に資する苗木の供給拡大を踏まえた花粉発生源対策の強化
 - ・ 平成29年7月にとりまとめた報告書『「地域内エコシステム」の構築に向けて』を踏まえた木質バイオマス利用の推進
- 広域的な流域（44流域）ごとに定めている①森林整備及び保全の目標、②伐採立木材積、造林面積等の計画量について、森林・林業基本計画（平成28年5月）に示されている目標等の考え方に即し、新たな計画期間に見合う量を計上。

【森林の整備及び保全の目標】

区 分	現 況	計 画 期 末
森林面積（千ha）	育成単層林	10,215
	育成複層林	1,053
	天然生林	13,780

注） 現況は平成29年3月31日、計画期末は平成46年3月31日時点の数値

【計画量】

区 分	計 画 量	
伐採立木材積（万m ³ ）	総数	82,155
	主伐	37,707
	間伐	44,448
造林面積（千ha）	人工造林	1,028
	天然更新	958
林道開設量（千km）	62.4	
間伐面積（参考）（千ha）	6,784	

注） 計画期間（平成31年4月1日～平成46年3月31日）の総量

【参考2-1】森林の整備及び保全の基本的な考え方

1 全国森林計画(平成30年10月16日閣議決定)に即し、関係する計画事項を追加

I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第1表のとおり定める。

【参考2-2】機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施策を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施策を推進することとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施策を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施策や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>親光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する河畔林などの属地的に機能が発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施策が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成中層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施策の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

【参考2-3】森林の整備及び保全の目標

2 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全の推進に当たっては、1に定める「森林の整備及び保全の基本的な考え方」を踏まえ、各広域流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等に配意の上、特に以下の事項に留意して、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進することとする。

また、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を第2表（8頁参照）のとおり定める。

（4）関東及び中部太平洋側

気候が温暖で、下流平野部に人口の集中した都市が形成されている関東及び中部の太平洋側の各広域流域については、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図るため、適切な間伐等の実施や適確な更新を確保するとともに、花粉発生源対策や自然条件等に応じた育成複層林への誘導又は長伐期化を推進することとする。また、都市近郊等においては、快適環境形成機能の維持増進に配意しつつ、森林の適切な保全に努めるとともに、森林空間の整備、広葉樹林化や針広混交の育成複層林の造成を推進することとする。

さらに、糸魚川～静岡構造線及び中央構造線沿いの破碎帯の分布など流域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

（該当広域流域：那珂川、利根川、相模川、富士川、天竜川、木曾川）

千葉南部森林計画等の樹立・策定に伴う意見交換会の開催状況（写真）



【写真1：千葉森林管理事務所長あいさつ】



【写真2：職員による森林計画に関する説明風景】